

甲 第 100 号 議 案

岡山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

岡山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(岡山市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条－第 4 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 5 条－第 10 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 雑則（第 13 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項，第 22 条の 5 第 1 項，第 28 条の 2，第 28 条の 5，第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め，同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第2条中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第3条中「第28条の2第2項」を「第28条の6第2項」に、「60年（医師及び歯科医師は65年）」を「65年」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員」を「同項の規定にかかわらず、当該職員」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（第8条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第8条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「の事由」を「各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなつた」を「各

号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)第14条の3第1項及び岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例(平成28年市条例第61号)第8条の3第1項に規定する職(医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第9条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号の標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下

この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間

内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職

員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「その職員」を「当該職員」に改め、附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、岡山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条の医師及び歯科医師については、前項の規定にかかわらず、定年は年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例による改正前の第3条の医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和27年市条例

第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「事由」を「降格の事由」に改め、同条第1項中「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」及び法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）」に改め、同条第2項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「する場合において」を「し」に、「ときは」を「場合は」に、「降給」を「降格」に改める。

附則に次の2項を加える。

10 岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに岡山市職員の給与に関する条例附則第13項の規定による降給とする」とする。

11 第3条第2項の規定は、岡山市職員の給与に関する条例附則第13項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定によ

り延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同条第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同条第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「その者」を「当該職員」に改める。

第3条の3第1項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改める。

第4条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第1項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額につ

いては、当該育児短時間勤務職員等の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

第4条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。）とする。

第4条の2第2項を削る。

第4条の3第1項中「又は育児休業法第18条第1項」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条の4第2項及び第3項中「その者」を「当該パートタイム会計年度任用職員」に改める。

第6条第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号において）」に、「以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その

者」を「当該職員」に改める。

第11条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第14条第2項中「その者」を「当該パートタイム会計年度任用職員」に改める。

第14条の3第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条の6第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「乗じて得た額」の次に「（規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料の月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」を加える。

第18条の3第4号並びに第18条の4第1項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第5条」を「第3条の3、第4条、第5条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条の3並びに第4条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上

げた金額とする。)とする。

1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医師及び歯科医師

(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

1 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第17項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規

定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	21	25	27	28	31	35	38	43
	3,400	2,900	2,200	6,400	1,600	2,200	5,300	5,800

別表第2教育職給料表ア教育職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	233,300	271,100	327,700	411,400

別表第2教育職給料表イ教育職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	224,500	267,700	321,200	401,300

別表第2教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円
	216, 200	255, 800	275, 200	289, 200	314, 700	356, 000

別表第3医療職給料表ア医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円
	296,2 00	338,6 00	393,0 00	466,0 00	565,9 00

別表第3医療職給料表イ医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	18 6,6 00	20 9,7 00	24 1,2 00	25 3,3 00	27 8,9 00	31 9,4 00	36 1,4 00	42 2,7 00

別表第3医療職給料表ウ医療職給料表（3）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料						
	月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	232,	252,	260,	268,	285,	322,	367,
	400	800	100	900	700	700	200

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第6条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第7条 岡山市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和27年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（岡山市職員退職手当支給条例の一部改正）

第8条 岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「, 当該退職」を「当該退職」に, 「」とする」を「」とし, 当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより, 市長にその旨を申し出たときは, 当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は, 第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め, 同条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「, 職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め, 同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め, 同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め, 同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に, 「にあつては」を「には」に改め, 同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め, 同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に, 「にあつては」を「には」に改め, 同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に, 「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第19項まで」を加える。

附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第15項」を加える。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第13項」を加える。

附則中第12項を第20項とし、第11項の次に次の8項を加える。

- 12 当分の間、第4条第1項の規定は、10年を超え25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。
- 13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第13項」とする。
- 14 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 岡山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年市条例第 号）による改正前の岡山市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第9号）第3条の医師及び歯科医師
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が別に定める職員
- 15 岡山市職員の給与に関する条例附則第13項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が別に定める年齢を超える者に限る。）（市長が別に定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の

3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。

17 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは、「15年を」とする。

18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者のうち、別に定める年齢に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者のうち、別に定める年齢に達する日の属する年度以後に退職した者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の

日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第9条 岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第2項ただし書及び第4項並びに第9条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(第4条の規定により引き続いて」を「。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「岡山市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「の規定により引き続いて勤務し、又は同条第2項の規定により期限を延長された」を「又は第2項の規定により引き続き勤務している」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例(平成28年市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

第12条の2第1項中「乗じて得た額」の次に「(教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある教育職員にあっては、その額に給料及び教職調整額の月額に100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を加える。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
--------	--	-------	-------	-------	-------	-------

短時間勤務職員	額	額	額	額	額
	円	円	円	円	円
	230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

(岡山市立高等学校教育職員の給与、退職手当、勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第12条 岡山市立高等学校教育職員の給与、退職手当、勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例（平成21年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第13条 岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成13年市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第15条 岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「において」を「、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第16条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成28年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年市条例第9号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(岡山市職員の再任用に関する条例の廃止)

第17条 岡山市職員の再任用に関する条例（平成15年市条例第31号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条中岡山市職員の育児休業等に関する条例第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える改正規定並びに附則第27項の規定 公布の日

(2) 第8条中岡山市職員退職手当支給条例第10条第4項の改正規定及び附則第39項の規定 令和4年7月1日

(3) 第8条中岡山市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日

(4) 第5条中岡山市職員の給与に関する条例第4条第3項の改正規定及び附則第30項の規定 令和5年1月1日

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の岡山市職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務

延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の岡山市職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例第3条に規定する定年（以下「改正後定年」という。）が基準日の前日における改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年（以下「改正前定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第18項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係

る改正前定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に改正後の定年条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条

の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に改正後の定年条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合（以下「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつ

て、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

1 3 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この項から附則第26項までにおいて同じ。）に係る改正前定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 5 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

1 6 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項

において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正前定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢に達している者（改正後の定年条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

2 3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 5 項から第 1 8 項までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第 2 5 項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年が基準日の前日における改正後定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 4 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している者とする。

2 5 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、附則第 2 3 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

2 6 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 1 1 年 4 月 1 日及び令和 1 3 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間、基準日における改正後定年相当年齢が基準日の前日における改正後定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第 1 1 条に規定する年齢 6 0 年以上退職者（基準日前から改正後の定年条例第

4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、改正後の定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

28 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、第3条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第2号並びに第11条第1号及び第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

29 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第4条の規定による改正後の岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する

条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 30 令和8年12月31日までの間は、55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第5条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「改正後の岡山市職員の給与条例」という。）第4条第2項の適用については、同条第3項の規定にかかわらず、同条第2項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、3号給）」とあるのは、「1号給」とする。
- 31 改正後の岡山市職員の給与条例附則第13項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の岡山市職員の給与条例第7条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第14条の6第1項の規定を適用する。
- 33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の岡山市職員の給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 34 改正後の岡山市職員の給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び岡山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年市条例第 号）附則第28項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 35 岡山市職員の給与に関する条例第5条、第6条、第6条の3、第6条の4及び第20条の規定並びに改正後の岡山市職員の給与条例第3条の3及び第4条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

36 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

37 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の岡山市職員の特殊勤務手当支給条例第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

38 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の岡山市職員退職手当支給条例(次項において「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

39 改正後の条例第10条第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる施行日以後に改正後の条例第10条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

40 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下「改正後の勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

(岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例(以下「改正後の教育職員の

給与条例」という。)第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、改正後の教育職員の給与条例の規定を適用する。

(岡山市立高等学校教育職員の給与、退職手当、勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4.2 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の岡山市立高等学校教育職員の給与、退職手当、勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、同条例の規定を適用する。

(岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4.3 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

- 4.4 岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4.5 暫定再任用短時間勤務職員は、第14条の規定による改正後の岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

- 4.6 岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(暫定再任用職員の給料月額に関する経過措置)

- 4.7 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の岡山市職員の給与条例第3条第1項及び改正後の教育職員の給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、岡山市職員の給与に関する条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4.8 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員である

ものとした場合に適用される改正後の勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。）とする。

（委任）

49 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

職員の定年引上げ等に関し必要な事項を定める等のため、関係条例の一部を改正等しようとするものである。

甲 第 101 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例

(岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 20 年市条例第 6
号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「には」の次に「，令和 5 年 3 月 31 日までの間」を加える。

第 2 条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年市条例第 5
8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「には」の次に「，令和 5 年 3 月 31 日までの間」を加える。

第 3 条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年市条例第 6
3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「には」の次に「，令和 5 年 3 月 31 日までの間」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

給料の経過措置の適用期間を定めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 102 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第 1 条 岡山市市税条例(昭和 25 年市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 4 項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 26 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 24 条第 6 項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 26 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 24 条の 8 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第 26 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶

者に該当しないもの」に改める。

第26条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第26条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第32条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第29条の8第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条の2の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第

15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の3第3項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第7項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第18条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の

配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第20条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第23条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第28条を削る。

（岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、岡山市市税条例第26条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第16条第3項及び第26条の3の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市市税条例第26条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第26条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項及び附則第20条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第28条を削る改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中岡山市市税条例第24条第4項及び第6項、第24条の8第1項及び第2項、第26条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第18条第2項、附則第23条の2第4項並びに附則第23条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第26条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の岡山市市税条例（次項において「旧条例」という。）第26条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第26条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例措置その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 103 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成28年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方活力向

上地域における固定資産税の特例の適用を受けるための計画の認定期限を延長する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 104 号 議 案

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例

岡山市社会体育施設条例（平成7年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東山プールテニスコート・バレーボールコートの項を削り，同表に次のよう
に加える。

旭東テニスコート	岡山市中区網浜786番地
----------	--------------

別表第1興除テニスコートの項中「興除テニスコート」を 「興除テニスコート
旭東テニスコート」 に改め，

同表東山プールテニスコート・バレーボールコートの項を削る。

附 則

この条例は，令和4年7月1日から施行する。

提案理由

東山プールテニスコート・バレーボールコートを廃止し，及び旭東テニスコートを設置
するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 105 号 議 案

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例

岡山シンフォニーホール条例（平成 3 年市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表大ホールの部の次に次のように加える。

大ホール 1 階席のみ 利用	平日	56,000	75,000	95,000	211,000
	その他	67,000	90,000	113,000	254,000

附 則

- この条例は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 大ホール 1 階席のみ利用に係る第 2 条の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、第 2 条の規定の例により、市長の許可を受けることができる。

提案理由

岡山シンフォニーホールの新たな施設区分及びその使用料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 106 号 議 案

岡山市建部町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市建部町老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建部町老人福祉センター条例の一部を改正する条例
岡山市建部町老人福祉センター条例（平成18年市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号を削り，同条第6号を同条第5号とする。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市建部町老人福祉センターの事業を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 107 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第46号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第47号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第59号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第60号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岡山市建築基準法施行条例（平成12年市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。